

【参考】入院基本料を算定するための要素

入院患者個々に作成する計画として
入院診療計画書、栄養管理計画書、褥瘡対策を調査しています

以下の7つの医療提供体制が、厚生労働大臣の定める基準に適合していない場合、入院基本料が算定できません

【入院診療計画】



【栄養管理体制】



【褥瘡対策】



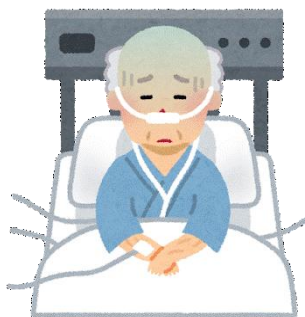
【医療安全管理体制】



【院内感染防止対策】



【身体的拘束の最小化】



【意思決定支援】



2024年度診療報酬改定により追加

- 身体的拘束最小化に関する基準を満たすことができない保険医療機関については所定点数から **1日につき40点を減算**する。
- 厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、**適切な意思決定支援に関する指針を定めている**こと。